

八代市入札監視委員会運営要領

八代市入札監視委員会設置要綱第13条の規定に基づき、八代市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

第1 入札監視委員会委員（以下「委員」という。）

1 委員の選任

八代市入札監視委員会設置要綱第3条第1項の「学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者」とは、次の者とする。

- ア 技術分野・・・大学・短期大学・高等専門学校等の土木工学又は建築工学の教授等
- イ 法律分野・・・大学・短期大学・高等専門学校等の法学の教授等又は弁護士、司法書士等
- ウ 経済分野・・・大学・短期大学・高等専門学校等の経済学の教授等又は経済分野の専門家等
- エ その他・・・大学・短期大学・高等専門学校等の社会学の教授等、幅広く社会情勢に精通する者又は社会的信望を有し、一般世論を代表しうると考えられる者

2 委員として選任できない者

建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者には委嘱してはならない。

なお、任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。

3 委員の公表

委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。

また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。

第2 定例会議及び随時会議

1 提出資料

（1）発注工事の報告

発注工事の報告は、定例会議開催の前の事務局が定めた日までに八代市が発注した工事について、入札契約方式別発注工事総括表（別記様式1）及び入札契約方式別発注工事一覧表（別記様式2）により行うものとする。

なお、予定価格が130万円未満のものについては、報告の対象から除外するものとする。

（2）指名停止の報告

指名停止の報告は、定例会議開催の前の事務局が定めた日までに新たに指名停止の措置を受けた者があった場合、指名停止の運用状況一覧表（別記様式3）により行うものとする。

(3) 指名競争入札及び随意契約において指名されなかった者に対する市の理由説明に不服がある場合の二次苦情の審議

会議の前の事務局が定めた日までに新たに二次苦情の申立てがあった場合は、非指名理由等の二次苦情に係る審査資料（別記様式4）により行うものとする。

2 抽出

(1) 審議の対象となる事案（工事）の抽出

定例会議において審議の対象となる事案（工事）の抽出は、1（1）の入札契約方式別発注工事一覧表の中から、入札契約方式別に、当番委員により定例会議の前までに、無作為の方法で行うものとする。

(2) 抽出事案（工事）の説明及び審議

審議する抽出事案（工事）の説明は、入札契約方式の区分ごとに、抽出事案説明書（別記様式5の1～5の3）により、原則として八代市工事入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が行うものとする。

第3 会議の公開・非公開

委員会は、会議の公開又は非公開を決めるものとする。

第4 改善等の状況報告

資格審査委員会の長は、委員会から改善等の状況の報告を求められたときは、意見の具申に伴って措置しようとする内容、その他の対応状況について、定例会議に報告するものとする。

第5 二次苦情の処理

八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領第3条の規定により、二次苦情申立ての審議は、本委員会で行う。この委員会においては、申立者及び資格審査委員会の長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

ただし、二次苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

1 意見書の作成及び公表

委員会の長は、二次苦情処理に係る審議を終えたときは意見書を作成し、二次苦情処理に係る申立てがあった日からおおむね60日（休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に報告を行うこととする。

また、委員会の長は、当該意見書の公表を行う。

2 二次苦情に対する回答

資格審査委員会の長は、二次苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から1

5日（休日を含まない。）以内を目途に、申立者に対してその結果を回答書により回答するものとする。

3 二次苦情申立ての却下

委員会の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

また、委員会の長は、申立者への却下通知の公表を行う。

第6 議事概要の作成及び公表

委員会に係る議事概要（別記様式6の1及び6の2）については、速やかに作成し公表する。

第7 適用時期

この要領は、平成17年8月1日から施行する。